第二十条第二項第八号及び第二十五条	警察本部長若しくは警察署長	関東管区警察局長
第六十条	警視庁もしくは道府県警察本部または警察署	関東管区警察局
第六十九条第一項	管轄区域外の犯罪であるため当該警察においてこれを処理することができない	管轄権のない事件である
第百八十二条の六の見出し	本部長	関東管区警察局長

（道警察の特例）

第二百七十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第六条　犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条、第九条、第十二条、第十三条及び第十五条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　広域組織犯罪等の捜査（第二十六条の二―第二十六条の九）	第二節　広域組織犯罪等の捜査（第二十六条の二―第二十六条の五）
第三節　広域初動捜査等（第二十七条―第三十条）	第三節　広域初動捜査等（第二十七条―第三十条）
附則	
（目的）	（目的）
第一条　この規則は、警察が行う犯罪の捜査に関し、警察庁及び管区警察局と都道府県警察等（関東管区警察局及び都道府県警察をいう。以下同じ。）並びに都道府県警察等相互間における連絡共助を緊密にし、もつて捜査の効率的運営を期することを目的とする。	**第一条**　この規則は、都道府県警察の行う犯罪の捜査に関し、警察庁と都道府県警察及び都道府県警察相互間における連絡共助を緊密にし、もつて捜査の効率的運営を期することを目的とする。
（共助の基本）	（共助の基本）
第二条　警察庁及び管区警察局と都道府県警察等並びに都道府県警察等相互間における犯罪捜査の連絡共助に関しては、信義を重んじ、誠実にこれに当たらなければならない。	**第二条**　警察庁と都道府県警察及び都道府県警察相互間における犯罪捜査の連絡共助に関しては、信義を重んじ、誠実にこれに当たらなければならない。
（共助の依頼）	（共助の依頼）
第四条　都道府県警察等は、当該都道府県警察等が行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察等に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。	**第四条**　都道府県警察は、当該都道府県警察の行う犯罪の捜査に関し、他の都道府県警察に対し、共助の依頼（被疑者の逮捕、呼出し若しくは取調べ、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。）その他の証拠物の手配、押収、捜索若しくは検証、参考人の呼出し若しくは取調べ、職員の派遣その他の措置を依頼することをいう。以下同じ。）をすることができる。
2　共助の依頼は、原則として、警察本部等（関東管区警察局並びに警視庁及び道府県警察本部をいう。以下同じ。）が、他の警察本部等に対して行うものとする。	2　共助の依頼は、原則として、警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。以下同じ。）が、他の警察本部に対して行うものとする。